

令和3年度錦福社会事業活動計画

【社会福祉法人錦福社会】

社会福祉法人「錦福社会」は、昭和63年5月13日に法人を設立し、翌平成元年5月1日に特別養護老人ホーム「錦苑」を開苑、平成12年3月31日には介護老人保健施設「あさぎりの郷」を開設いたしました。そして平成25年12月1日には、介護老人福祉施設「ヴィータ」が開設し、順調に推移しています。

さて、昨年度は新型コロナウイルス(COVID-19)が世界中に蔓延し、日本においても全国に緊急事態宣言が発令されるなど、国民生活は多くの規制を強いられるとともに環境も大きく変化し、緒経済への影響も深刻なものとなっています。法人においても、職員の健康管理や行動の制限、入所者の面会制限など今までに経験のない対策を講じながら全拠点で連携して「感染症防止に対する取り組みの徹底」を最重要課題として運営を行ってきました。また、令和3年度介護報酬の改定においては、①感染症や災害への対応力の強化②地域包括ケアシステムの推進③自立支援・重度化防止の取組の推進④介護人材の確保・介護現場の革新⑤制度の安定化・持続可能性の確保、という大きな5つの柱で構成されており、今後とも終息の見えない新型コロナウイルスを主とした感染症対策を柱とし、福祉ニーズが複雑化、多様化することを考慮しながら社会福祉法人の役割が果たせるよう、現存する地域資源を有効に活用し、地域の実情を踏まえながら必要とされるサービスについては人材やICT化の促進等法人資産の配分を厚くしていく方針で対応します。また地域の実情を精査しながら、5年、10年先の将来を見据えた経営再構築を展開していく必要があると考えます。

1 人材の確保と効率的な運営のための業務改革を推進します

適正な職員を安定的に確保していくために、法人内で情報を共有するとともに、国内外からの労働者確保の是非の検討など多様化を図ります。また、業務の効率化に向けてICTの活用できる職場内インフラの整備を充実していきます。

2 事業内容の精査と再構築を実施します

地域のサービス利用対象者の現状を分析するとともに、現在法人の提供するサービス事業が地域の現状と乖離していないか精査し、限られた人員で本当に地域に必要とされるサービスに集中できるよう事業内容を再構築し法人資産の重点的配分を検討していきます。

3 自立支援・介護予防推進のため、地域情報の共有化を図ります

地域包括支援センターを中心に、地域の課題などの情報収集と問題の共有化を図り、課題の解決に向けた取組みを行います。そして、自立支援・介護予防を主とした地域の福祉ニーズに応じた取組みを展開していきます。

4 計画的な施設整備を行います

老朽化が進展している施設や設備について、計画的な整備を実施します。

【令和3年度錦福社会事業計画】

《錦苑拠点》

サービス区分	テーマ(課題等への取組み)	活動計画(具体的な取組み計画・スケジュール)
〈特別養護老人ホーム錦苑〉	ご利用者一人ひとりが 望む生活の実現	1. QOL向上のための取組みの実践 ① 個別性を重視したケアプラン・ケアの展開 (機能訓練、栄養、口腔ケア、褥瘡ケア等の連動) ② 看取りケアの充実のため、安定期からのアプローチ
	職員の育成と、業務効率化による サービスの質の向上	1. 職員の育成とサービスの質の向上に向けた取組み ① 職員に対する個別の評価と、フィードバックによる 育成マネジメントの実践 ② WEB、動画配信を活用した研修の実施 2. 業務の効率化による生産性の向上 ① ICT(ほのぼのシステム)等の活用による業務効率化 ② マニュアル、業務スケジュールの改善による業務の効率化と 生産性の向上
〈錦苑デイサービスセンター〉	感染症対策の徹底	1. 感染症予防対策の徹底及び事業継続計画の作成
	認知症高齢者への専門的ケア	1. 尊厳を維持しながら自分で取り組めることを増やすことができ るように個々にあったケアを提供する。また、家庭での介護負 担の軽減を図り、在宅介護が継続できる環境を提供していく。
	こころのケアの実践	1. 身体的及び精神的な状態を勘案して、一人ひとり明確な計画 を策定し、その有する能力に応じた自立支援が営まれるよう 援助する。 2. ご利用者の意向や趣味を考慮しつつ、生活に張り合いを見い 出すためアクティビティの取組みを積極的に行う。
〈錦苑ヘルパーステーション〉	安全な送迎サービス	1. 利用者個人の心身状態及び地理的状況等を考慮した送迎車 両・送迎ルートを設定し、無理のない送迎サービスを提供する。 2. 安全第一を念頭においた走行、車両の定期的な点検を行い、 常に利用者の安全確保に細心の注意を払うよう努める。
	自立支援に向けての取組み	1. 残存機能を低下させたり、主体性を損なわせたりすることがない よう出来ることをよく見極め、多職種とも連携をとりながら統一し た介護、支援を行う。
〈錦苑ヘルパーステーション〉	サービスの質の向上	1. 職員は常に自らの立ち振る舞いを意識するとともに、介護技術 の向上を図っていく。適切な介護技術を用いてのサービスを提供 するためWEB、動画配信を活用した研修を実施する。
	ケアマネジメントの質の向上と公正 中立性の確保	1. 公正、中立性を確保し質の高いケアマネジメントへの取組み を継続する。また、必要に応じて多様な主体等が提供する生活 支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提 供されるような居宅サービス計画を作成していく。 2. 必要な場合に応じて、利用者の診察に同席し医師等と情報連 携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行う。 3. 他の法人等が運営する居宅事業所との合同研修やケアマネに 対する計画的な研修など、WEB、動画配信など活用した研修 の実施する。
〈錦福社会居宅介護支援事業所〉	ケアマネジメントの質の向上と公正 中立性の確保	1. 公正、中立性を確保し質の高いケアマネジメントへの取組み を継続する。また、必要に応じて多様な主体等が提供する生活 支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提 供されるような居宅サービス計画を作成していく。 2. 必要な場合に応じて、利用者の診察に同席し医師等と情報連 携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行う。 3. 他の法人等が運営する居宅事業所との合同研修やケアマネに 対する計画的な研修など、WEB、動画配信など活用した研修 の実施する。

《ヴィータ拠点》

サービス区分	テーマ(課題等への取組み)	活動計画(具体的な取組み計画・スケジュール)
<p><介護老人福祉施設ヴィータ></p>	<p>1.科学的介護情報システム(LIFE)の活用によるケアの質の向上</p> <p>2.感染症や災害への対応力強化</p>	<p>① LIFEの情報入力、データの活用、PDCAサイクルの推進、定着へ取り組む。</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の発生時の業務継続計画(BCP)について、組織的に詳細な計画を立てる。</p> <p>② 自然災害発生時の業務継続計画(BCP)について、組織的に取り組み、また、地域との連携を重視した対応の強化を整備する。</p>
<p><配食サービス></p>	<p>1.安定したサービスの提供</p> <p>2.安心・安全な食事の提供</p> <p>3.献立のマンネリ化の防止</p>	<p>① 配食先の食事担当者と連携し、問題が発生した場合も速やかに対処していく。</p> <p>② 厨房職員と情報共有し、事故等につながらないように努める。</p> <p>① 厨房職員への衛生管理研修及びパート職員への資料回覧。</p> <p>② 日々の作業における情報提供を行う。</p> <p>③ 非常災害時に備え、定期的なマニュアルや非常食の見直しを実施する。</p> <p>① 旬の食材を使用し、季節を感じられる献立を提供していくとともに、随時新しい献立も取り入れていく。</p>
<p><まりふ居宅介護支援事業所></p>	<p>1.資質の向上</p> <p>2.関係機関との連携強化</p> <p>3.運営の安定化</p>	<p>① 介護支援専門員として、資質の向上に引き続き努め、日々の業務においても見直し、利用者・ご家族ともいただけるサービス提供に努める。</p> <p>② WEB研修も含め各種研修に参加する。</p> <p>① 各関係機関との連携を図り、幅広い分野、社会資源から利用者を支援できるようインフォーマルも含め協力体制を継続していく。 (いつつばしネット等の活用)</p> <p>① 安定した運営ができるよう担当件数の維持・増加に努める。関係者へも紹介してもらえるよう、情報提供を行っていく。</p>

《あさぎりの郷拠点》

サービス区分	テーマ(課題等への取組み)	活動計画(具体的な取組み計画・スケジュール)	
<p><介護老人保健施設あさぎりの郷></p>	<p>1 在宅強化型維持への取組み (分類形態は加算型維持)</p>	<p>1 在宅強化型の指標点数を維持できるような運営を行う</p> <p>2 保健、医療、福祉機関、地域との連携をさらに強化し情報の収集と共有化を図る</p> <p>3 居宅サービスを有効に活用し家族との連携を強化する</p> <p>4 経管栄養等重度者でも希望者があれば受け入れを行う</p> <p>5 充実したリハビリテーションの確保</p>	
	<p>2 感染症対策の徹底</p>	<p>1 感染防止のための標準予防策の遵守</p> <p>2 施設内感染防止委員会の毎月開催</p> <p>3 発生状況・経路等の把握と対策の徹底</p> <p>4 感染対策委員会による施設内ラウンドの実施</p> <p>5 事業継承計画書の作成</p> <p>6 感染者隔離等実践訓練の実施</p>	
	<p>3 リハビリテーションによる機能回復・維持</p>	<p>1 在宅生活での課題抽出 入所前後・退所前訪問において、抽出された課題に対して指導改善、理学療法を実施する</p> <p>2 在宅復帰支援・身体機能維持、改善 在宅復帰後の生活や入所生活で、可能な限り自立した生活が送れるよう目標を明確化して、身体機能や日常生活動作能力の維持向上を図る</p>	
	<p><通所リハビリテーション></p>	<p>1 自立支援</p>	<p>1 利用者の持っている能力を最大限に発揮できるような環境づくりを行う</p> <p>2 在宅生活での課題を改善できるよう、担当ケアマネジャーと情報交換、共有を密に行い支援する</p> <p>3 他の社会資源を活用した在宅生活が送れるよう支援する</p>
		<p>2 重度化防止</p>	<p>1 退院または退所された利用者に対して在宅生活が継続でき家族の負担軽減ができるように支援する</p>
		<p>3 感染症対策の徹底</p>	<p>1 感染防止のための標準予防策の徹底</p> <p>2 感染防止委員会の毎月開催</p>
<p><訪問リハビリテーション></p>	<p>1 生活の場でのリハビリテーション</p>	<p>1 実際の生活場面でのリハビリとなるため、課題に対して在宅生活に合わせた身体機能や日常生活動作能力の維持向上を図り、自立を促していく</p>	
	<p>2 在宅での環境設定・動作、介助方法の指導</p>	<p>1 利用者や家族の意見をくみ取り、在宅生活の継続や介護負担が軽減できるよう指導や助言を行っていく</p>	
	<p>3 感染症対策の徹底</p>	<p>1 感染防止のための標準予防策の徹底</p> <p>2 感染防止委員会の毎月開催</p>	
<p><岩国市岩国第五地域包括支援センター></p>	<p>1 地域で安心して住み続けるために</p>	<p>1 介護予防・自立支援の推進に向けた取組と高齢者の健康づくりを推進する</p> <p>2 地域ケア会議の推進と地域ネットワークの促進に努める</p> <p>3 多職種協働による連携体制の強化を促進する</p>	

《その他拠点》

サービス区分	テーマ(課題等への取組み)	活動計画(具体的な取組み計画・スケジュール)
＜法人本部＞	1 効率的で付加価値の高い組織づくり	1 効率的で生産性の高い組織づくりの推進 ① 人材の有効配分による非効率解消とムダの削減 ② 現有戦力でできることとできないことの選別による業務内容のムダの削減（不必要業務の削減） ③ ICTの活用検討と各拠点のインフラ整備 ④ 離職者防止対策の強化と定年再雇用の推進

【介護職員の研修派遣計画および資格取得支援計画】

令和03年度

《研修派遣計画》

◎法人としての研修目的

- ①組織の一員としての自覚を持ち、使命、目標達成に向けて主体的に取り組むことが出来る職員を育成
- ②専門職としての知識・技術・社会性・倫理を備え「理念」を念頭に置いたサービスを提供できる職員の育成

拠点区分	研修会名	参加予定人数	対象者	開催予定月
(錦苑拠点)	老人福祉施設基礎研修	1	特養職員	4月
	老人福祉施設フォローアップ研修	1	特養職員	11月
	新型コロナ感染症対策と対応 (WEB)	1	特養・通所職員	5月
	福祉施設給食担当職員研修	2	栄養士・厨房職員	6月
	メンタルヘルスマネジメント研修	1	特養職員	6月
	キャリアパス対応生涯研修 (初任者コース)	1	特養職員	7月
	キャリアパス対応生涯研修 (中堅職員コース)	1	特養職員	9月
	リスクマネジメント研修	1	特養職員	10月
	老人福祉施設相互研修会 (WEB)	3	特養職員	6月
	サービス提供責任育成・向上者研修会	1	訪問職員	6月～7月
	介護職員等による痰の吸引等の実施のための研修会	1	特養職員 (未受講者)	6月～9月
	認知症ケア基礎研修	5	特養・通所職員	10月
	認知症ケア実践者研修	1	特養職員	6月～11月
	認知症ケア実践リーダー研修	1	特養職員	7月～11月
	身体拘束廃止と高齢者虐待防止 <small>高齢者の権利擁護 高齢者虐待の早期発見のためのケアマネの役割研修会</small>	2 1	特養職員 相談員	12月
	(ヴィータ拠点)	介護職員等による痰の吸引等の実施のための研修会	3	介護職員
認知症介護実践者研修		2	介護職員	5月
リスクマネジメント研修		1	介護職員	6月
ユニットリーダー研修		1	介護職員	6月
在宅医療・介護連携研修会		1	管理栄養士	7月
主任ケアマネ法定研修		1	居宅ケアマネ	7月
高齢者の権利擁護と虐待への対応		1	介護職員	7月
認知症介護実践研修 (実践リーダー研修)		1	介護職員	7、10、11月
介護職のための急変時対応		1	介護職員	9月
認知症実践者研修		1	介護職員	9、10、11月
岩国圏域感染症対策研修会		1	看護職員	10月
コ・メディカル研修		3	介護職員、相談員	11月
コーチングでコミュニケーションアップ		1	介護職員	11月
ユニットケアフォローアップ研修		1	介護職員	12月
身体拘束廃止と高齢者虐待防止		1	介護職員	12月
介護現場のための現場リーダーに求められる統率力の向上 <small>高齢者の権利擁護 高齢者虐待の早期発見のためのケアマネの役割研修会</small>		1 1	介護職員 相談員	12月 12月

拠点区分	研修会名	参加予定人数	対象者	開催予定月
(あさぎりの郷拠点)	介護職員新任研修会	1	入職1年未満の職員	4月
	介護職員中堅研修	2	中堅職員	9月
	短期専門コース	2	中堅職員	6, 9月
	介護職員実地研修	2	中堅以上の職員	6月
	看護・介護部会研修	2	中堅以上の職員	6, 11月
	身体拘束ゼロ推進員養成講座	1	中堅以上の職員	8, 9, 11月
	褥瘡研修	2	中堅職員	11月
	痰吸引研修	2	中堅職員	7, 8, 9, 10月
	高齢者虐待	1	中堅職員	12月
	メンタルヘルス研修	2	中堅職員	12月
	認知症介護実践研修(実践リーダー研修)	1	認知症介護実践研修修了者	8, 9, 10, 11月
	プロのターミナルケア	1~2	中堅以上の職員	4月
	認知症介護実践研修	1	未受講者	10, 11月
	介護職員基礎研修	2	新人~中堅の職員	9月
	新任職員フォローアップ研修	1	新任研修修了者	11月
ケアの質を上げる研修会	2	中堅職員	1月	

- ※ 研修参加当日については、出勤扱いとして勤務表を作成する
 研修日前日出発、研修日翌日帰着が必要な場合は、その研修予定日前後日も出勤扱いとして勤務表を作成する
 自主勉強会、個人的な研修参加希望については、上記範囲外とする

《資格取得支援計画》

- ※ 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士（国家資格）、介護支援専門員（公的資格）認知症ケア専門士（民間資格）の受験者についてその受験料を法人負担とする（1資格：5回まで）
- ※ 資格取得のための通過程の受講料を一部補助する（1通過程：50,000円）
- ①介護福祉士取得 介護職員実務者研修通過程
 - ②社会福祉士取得 社会福祉士養成通過程
 - ③精神保健福祉士 精神保健福祉士養成通過程

《資格取得者への報奨金》

- ※ 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士（国家資格）、介護支援専門員（公的資格）の資格取得者に対し報奨金を授与する（1資格：30,000円）